

平成 28 年度

粕屋町男女共同参画計画実施状況報告書（平成 27 年度事業分）

粕屋町協働のまちづくり課

目次

粕屋町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

基本目標と施策の体系・・・・・・・・・・・・ P2

平成 27 年度実施状況・・・・・・・・・・・・ P3～

(具体的施策ごとの実施状況・・・・・・・・ P7～)

[粕屋町の取組]

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。粕屋町において、平成 26 年度に「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」を実施したところ、未だに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されていることが明らかとなりました。こうした現状と課題を踏まえ、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画」を策定しました。計画期間を平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、計画の中間年である平成 31 年度に見直しを行います。男女共同参画社会の実現に向けて、行政と住民が一体となって本計画を推進していきます。

平成 27 年度は、計画の推進初年度として、計画書概要版の全戸配布を行い住民の皆さまへの周知を図りました。また、推進施策のひとつでもある「粕屋町男女共同参画条例」を制定し、町のイベント「人権を尊重する町民のつどい」の中で、中島玲子先生による講演会の開催を行いました。

基本目標と施策の体系

「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」という基本理念の実現を目指し、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。



* 基本目標Ⅲは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を兼ねる。

[平成 27 年度実施状況]

各担当課において自己評価を行い、庁内でまとめたものを粕屋町男女共同参画審議会において、点検、評価及び協議を行いました。その結果を各担当課へ返し、見直し改善を促し計画の推進を図ります。

平成 27 年度は、計画初年度でもあり着手できていない部分がまだまだある状況の中、事業所や地域への啓発の遅れが特に目立ちました。今回の結果を受けて各課への意識付けを行い、推進につなげていきます。

○ 次の 4 段階で具体的施策ごとの実施状況の評価を行いました。

[各施策ごとの評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標 I について

基本目標 I : 男女共同参画社会実現のための意識づくり
主要課題 (1) 男女共同参画社会に向けた意識啓発 主要課題 (2) 男女共同参画を推進する教育活動の充実

町民の男女平等の意識を育て、男女が固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を發揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての啓発・教育活動を充実し、その意識を醸成していきます

<平成 27 年度の施策の実施状況の概要>

- ・計画初年度ということで、概要版の作成と全戸配布、町の行事の中で講演会の開催など行い、啓発活動の関しての事業はある程度達成できている。
- ・学校教育における推進は、学習指導要領に基づいて行っているということで、達成度が高い傾向がある。
- ・社会教育の中での団体への啓発や地域に対する啓発が着手できていない。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	5	6	2	6
%	26.3%	31.6%	10.5%	31.6%

●基本目標Ⅱについて

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり

主要課題（１）雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保

主要課題（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

主要課題（３）困難な状況に置かれている人への支援

主要課題（４）政策・方針決定の場への女性の参画促進

主要課題（５）地域・防災分野における男女共同参画の推進

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育て・介護等の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。また、ひとり親家庭等、多様な家庭が安心して暮らせるような支援を目指します。さらに、政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

＜平成 27 年度の施策の実施状況の概要＞

- ・事業者や企業への啓発、男性の育児・介護、地域への参加の促進に関する啓発が遅れている。
- ・子育てや介護環境の整備等は、各計画に従って取組が進められている。
- ・各種審議会委員への女性の登用については進めているところではあるが、委員の中には充て職で構成されるものもあり、登用率の向上が難しい現状がある。
- ・模範的職場環境を求められる役場庁内では、女性の採用登用は進んでおり、ワーク・ライフ・バランスについても「特定事業主行動計画」により取り組まれている。
- ・地域における男女共同参画については、防災の分野では自主防災組織の設立を進める状況の中で、男女が共にという視点での指導を行っているが、直接の行政区運営の中での啓発は進んでいない。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	2	9	7	8
%	7.7%	34.6%	26.9%	30.8%

●基本目標Ⅲについて

基本目標Ⅲ：男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり
主要課題（１）性に関するあらゆる暴力の根絶
主要課題（２）生涯を通じた健康支援

「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント）をはじめとするあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進やDV防止等に関する啓発、被害者への支援等の充実を図ります。

また、男女が互いの性差や「性と生殖に関し健康的生活を営む権利の尊重」等を理解した上で、生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。

<平成 27 年度の施策の実施状況の概要>

- ・デートDVに関する啓発は着手できてないが、DVについては、折に触れ啓発を行っている。DVに関する実際の相談事例等はあまり無く、相談があった場合は現在のところ適切な対応ができているが、今後様々な相談にも対応できるよう相談員の資質の向上を図り、各機関との連携体制の充実に努める必要がある。
- ・性犯罪などの被害防止に向けた啓発が遅れており、今後の検討課題である。
- ・生涯を通じた支援については、健診など健康事業でカバーできており、教育についても適切な情報提供を行うなど高い評価となっている。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	3	7	2
%	20.0%	20.0%	46.7%	13.3%

具体的施策ごとの実施状況

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
「基本目標Ⅰ」 男女共同参画社会実現のための意識づくり	1 男女共同参画社会に向けた意識啓発	① 町民の意識を高める啓発活動の推進	広報等による情報提供 広報紙およびホームページ等各種媒体を活用し、日常的な啓発を行います。	協働のまちづくり課	B	広報紙に、年4回程関係の記事を掲載し啓発を行った。またホームページに専用のページを設けてお知らせやイベント等の案内(年度内12件)を随時行った。	フェイスブックなどの利用により情報発信の多様化を図り、親しみやすいコラムなどを定期的に掲載するなど、気軽に目にするのできる方法での啓発を検討する。
			啓発パンフレット等の作成 住民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、啓発に努めます。	協働のまちづくり課	A	計画書を作成し(300部)、関係機関への配布。計画の概要版(20,000部)の制作、住民への全戸配布を行った。	毎年度ではなくても、予算のかからない方法で何らかの啓発印刷物を製作できるよう検討していく。
			男女共同参画関連講座・講演会等の実施 男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種講座や講演会等を開催します。	協働のまちづくり課	B	計画初年度ということで、12月の「人権を尊重する町民のつどい」において、福岡県男女共同参画審議会委員の中嶋玲子先生の講演を行った。(サンレイクかすや さくらホールにおいて約500名参加)	各地域においての講座など参加のしやすさを考慮して今後計画していく必要がある。
	② 情報の提供		男女共同参画関連情報の積極的な提供 広報紙・ホームページ等を通じ、男女共同参画に関する取組、法令等をわかりやすく解説するとともに、情報を積極的に提供します。	協働のまちづくり課	B	広報紙において、計画策定の周知を行い、同じく全戸配布を行った計画の概要版の中でも、用語などわかりやすく解説している。また、ホームページに、男女共同参画のページを作成し、計画書、概要版、条例などの紹介を行っている。	今後も広報、ホームページを利用したわかりやすい解説を進めていく。
			関連図書の収集と紹介 男女共同参画に関する図書の収集を行い、紹介します。	社会教育課	B	男女共同参画を、婦人問題、ワークライフバランス、父親参加の子育て等と捉え、冊数も100冊以上と幅広く収集している。	このテーマの図書の貸出は少ないため、時々「話題の本」などとして取扱い利用者の目に留まるような工夫を行う。
			社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用 広報紙・ホームページ及び出版物の製作にあたっては、男女の固定的役割分担意識を助長することのないよう、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用を徹底します。	協働のまちづくり課	B	広報やホームページを作成する際には、研修でもらったマニュアル等を参考に社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用を徹底している。	知らずに使用することなどがないように係員内意識を統一し、運用を徹底していく必要がある。
	③ 行政広報・出版物の表現に関する配慮		社会的性別(ジェンダー)にとらわれない文書表現に関する指針の作成 行政文書等を社会的性別(ジェンダー)の視点から見直し、性別に偏りのない表現にするよう指針・マニュアル等を作成します。	協働のまちづくり課	C	庁内や啓発用にマニュアルを作成するために資料の収集を行った。(準備段階)	資料をまとめ、マニュアルの制作を計画する。

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
「基本目標Ⅰ」 男女共同参画社会実現のための意識づくり	2 男女共同参画を推進する教育活動の充実	①学校教育における男女平等教育の推進等	幼児期からの男女平等教育の推進 保育所、幼稚園に対し、社会的性別(ジェンダー)にとられない幼児教育の実践の働きかけを行います。	子ども未来課	C	男女平等及び男女共同参画に特化した幼児教育の働きかけは行っていないが、サッカー教室等の行事を男女合同で行ったり、日常の保育・教育についても、男女の隔たりを設けないように行っている。	男女平等の感覚を自然に身につけられるよう、日常の遊びや行事を通じ、幼児期に適切なアプローチを工夫して行く。 ※子どもの多い粕屋町でもあることから、保育士や教諭への研修と併せて、子どもたちにも小さいころから意識して働きかけを進めてほしい。
			学校教育における男女平等教育の推進 学習指導要領に示す男女平等の理念に基づいた教育を行います。	学校教育課	A	学習指導要領に基づいた教育課程の編成及び実施が町内各校において適切に、かつ効果的に進められている。	道徳の教科化も踏まえた心の教育をより一層の充実させる。 ※学校に直接取組に対するアンケート等をする、学校への意識づけもできて、具体的な回答が期待できるのではない。
			男女平等教育に関する教職員の研修 教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	学校教育課	A	児童生徒一人ひとりの存在を大切に教職員の人権感覚の高揚を目指した研修、生徒指導・集団づくりの充実を目指した研修が意図的・計画的に実施されている。	今後も継続して、研修内容の工夫と充実を図る。
			進路指導の充実 固定的性別役割分担意識にとられない進路指導の充実に努めます。	学校教育課	A	中学校における職場体験実習を通して職業観、勤労観の育成を行っている。 また、小学校においても計画的なキャリア教育の推進が行われている。	小・中学校連携も踏まえた系統的なキャリア教育の推進を行っていく。 ※中学校における職場体験学習については男女別の数字を把握してほしい。また、その際に固定的役割分担意識にとられない指導を進めてほしい。
			性教育の推進 児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課	A	小・中学校ともに「学級活動」、「道徳」、「理科」、「保健体育」等を中心に教育活動全体を通して命の教育が推進されている。	道徳の教科化も踏まえた命の教育をより一層の充実させる。
			保育所・幼稚園職員への研修 町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課 子ども未来課	B	町での研修、講演会を開催する際には、保育所・幼稚園職員にも参加の要請を行っている。男女共同参画に特化した研修は実施されていないものの、11月の職員人権研修、12月「人権を尊重する町民のつどい」等において、男女平等に関する研修・公演が実施されており、保育所・幼稚園の職員も参加し、男女共同参画の意識高揚を図っている。	今後もこの運用で啓発と研修機会の提供を行う。職員人権研修をはじめ、男女共同参画に関する研修等の実施の際には、保育所・幼稚園の職員に対して積極的な参加を促す。

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
くり「基本目標Ⅰ」男女共同参画社会実現のための意識づくり	2 男女共同参画を推進する教育活動の充実	② 社会教育における学習の場の提供	子育て世代への啓発の推進 PTA行事等での講演会・研修会開催を利用して、子育て世代への啓発、情報提供に取り組みます。	社会教育課	D	PTA行事等の研修会を利用した啓発を行うことはできなかった。	各PTAが実施している家庭教育学級等において、男女共同参画に関する研修会の取組啓発を行う。
			地域・団体等の学習に対する啓発と支援 公民館等を使って行っている人権研修、生涯学習研修の中で男女共同参画の啓発を行います。	社会教育課	D	分館役員会議等において、男女共同参画の研修を公民館で行ってもらうための啓発が不十分であった。	年に2回実施している分館役員会議において男女共同参画に関する研修ができるよう進めていく。
			出前講座による学習機会の提供 出前講座のメニューに男女共同参画に関するものを幅広く用意し、学習の機会を提供します。	協働のまちづくり課 社会教育課	D	出前講座に関しては、講師の問題もあり(講師はほぼ役場職員)男女共同参画に関するメニューを用意できなかった。	人権の出前講座に絡めるなどして、少しずつ出前講座のメニューに加えていけるよう検討する。次年度の地域人権学習には、主なメニューに組み込む予定である。
			男女共同参画週間における学習、啓発の推進 男女共同参画週間(6月23日～29日)には、ポスター掲示、ホームページに掲載し、週間の意識付けを行うと共に、セミナー等を開催し、学習、啓発を推進します。	協働のまちづくり課	D	計画策定の周知と男女共同参画専用ページを作成することとどまり、6月の週間で特別な活動を行うことはできなかった。	該当の週間にあわせて啓発ができるよう計画する。
			各団体研修等での啓発の推進 各社会教育関連団体(PTAなど)、老人クラブ等で行われる研修の内容について男女共同参画の視点から啓発や助言、指導を行います。	協働のまちづくり課	D	特別に男女共同参画の視点からの啓発や助言は行っていない。	啓発の仕方を今後検討していく。 ※PTAや老人クラブへの講演などは“デートDV”をテーマにすると関心事も高くてよいのではないか。
		③ 女性へのエンパワーメント支援と女性リーダーの養成	女性へのエンパワーメント支援と女性リーダーの養成 講座やセミナーの開催、又はその情報提供を行います。	協働のまちづくり課	D	外部からのセミナーや講座の案内がある場合は、ホームページを使って情報提供をすることにとどまっている。	講座やセミナーの開催を目指して、積極的な検討を進めていく。
発揮し、基本目標Ⅱ 男女が共に社会づくりを	1 均等な雇用分野等における男女の	① 企業への広報、啓発	法律や条例についての周知 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	地域振興課 総務課	D	具体的な活動内容を確立できず、各機関・団体から届くチラシ等の掲示のみにとどまった庁内LAN等を利用し、育児休業等関係する制度の案内、周知を行っている。(町民・事業所への周知等は行っていない)。	現状では、男女共同参画単体としての啓発活動が難しいため、商工会と連携し、企業への周知を効果的に行っていく。男性職員の出産補助休暇や養育休暇の認知度が低いと、対象者に個別にアナウンスを行うとともに、育児休業の利用者がいないため、とりやすい方法について提案、周知を行う。
			指名登録業者への意識啓発 指名登録を希望する事業者などに対して、様々な方法で男女共同参画推進の意識を高めます。	総務課	D	初年度としての取組は実施できていない。	他の分野からも優遇措置に対する要望等があるため、部分的ではなく総合的に進めていく必要がある。 ※事業者への加点を取り入れることは難しいかもしれないが、業者登録の際に粕屋町の男女共同参画の取組について理解してもらったチラシ等を渡し、啓発につなげるとよいのではないか。

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、 支え合う社会づくり	会1 と 雇 用 分 野 等 に お け る 男 女 の 均 等 な 機 会 の 確 保	① 企業への 広報、啓発	ハラスメント防止のための事業所への啓発 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	地域振興課	D	具体的な活動内容を確立できず、各機関・団体から届くチラシ等の掲示のみにとどまった。	現状では、男女共同参画単体としての啓発活動が難しいため、商工会と連携し、企業への周知を効果的に行っていく。 ※事業者への啓発は全般的に難しいということだが、業界のトップから(例えば不動産業界など)の研修などはあっているので参加しているか等確認するのよいのではないかと。町の方から各団体や事業者の総会などの折に少し時間をもらって啓発を行うこともできるのではないかと。
		② 働く女性 への支援	女性の再就労に対する支援の促進 結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や再就職希望者のための意識啓発と、能力開発や学習機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課	C	スキルアップの研修会の情報など女性の再就労に対しての情報提供をホームページのお知らせを通じて行った。	県などから送られてくる情報を掲載することにとどまっているので、情報の収集にも力を入れていく。
	2 ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス の 推 進	① ワーク・ライフ・ バランス についての啓 発推進	両立のための職場理解と制度の普及促進 男女職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	総務課	B	毎週水曜日のノー残業デーのアナウンス、課長会で有給・夏季休暇の取得状況について公表するとともに、衛生委員会活動報告の中で、男性の出産補助休暇や養育休暇の取得率についてもお知らせした。また、特定事業主行動計画の策定のため、職員アンケートを実施し、制度の周知度、育児休業その他の制度利用についての考えを調査した。	ワークライフバランスを実現するため、策定した特定事業主行動計画の目標の達成に向け、さらなる制度の周知、職場環境の整備を行う。
			ワーク・ライフ・バランスについての啓発 広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	協働のまちづくり課	B	全戸配布を行った計画の概要版の中で、用語等解説し、啓発を進めた。	広報紙等を使って継続的にわかりやすく啓発できるよう進めていく。
			事業所への情報提供・啓発 事業者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	地域振興課	D	具体的な活動内容を確立できず、各機関・団体から届くチラシ等の掲示のみにとどまった。	現状では、男女共同参画単体としての啓発活動が難しいため、商工会と連携し、企業への周知を効果的に行っていく。
	② 男性の育 児・介護、地 域への参加の 促進		広報紙への啓発記事の掲載 男性にととの意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進します。	協働のまちづくり課	D	男性の参画に特化した啓発はできていない。	男性の参画を重視した啓発を今後検討していく。
			父親を対象とした子育て講座の開催 父親の子育て参加意識の醸成と子育てについての学習の支援に努めます。	子ども未来課	D	開催実績なし。	父親の育児参加講座等について、かずやこども館での開催を計画する。
			両親教室の開催 沐浴や妊婦体験等を通して、両親で共に支え合い子育てを楽しむことができるよう支援します。	健康づくり課	A	健やかな出産・育児へとつなげる為に第1子の妊婦家庭を対象に年に3回、夫婦で参加する「日曜パパとママのたまご学級(両親学級)」を開催。 参加者の大多数が30代の夫婦で、参加した父親からは「勉強になった」等の感想があった。母親のアンケートからは講演や沐浴、抱き方・着替え体験に参加してよかったとの回答が多数あった。	今後も沐浴や体験方法を検討し、継続的に事業を進めて行く。

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、 支え合う社会づくり	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	③ 子育て環境、介護環境の整備	放課後児童健全育成事業 学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	学校教育課	B	平成27年度から学童保育所指導員の公的な資格である「放課後児童支援員」制度が開始され、当町においても9名の指導員が取得した。また、外部・内部の研修に参加し指導員のスキルアップを図った。	今後も指導員の「放課後児童支援員」取得を目指す。増加する申込数に対する受け入れ態勢の拡充が課題である。
			保育サービスの充実 低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育、各種事業における託児等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 全課	B	私立保育所等2施設の整備により、平成27年4月から160名の保育定員を増やすことができた。また私立保育所における障がい児等保育の充実を目的として、補助制度を立ち上げた。(子ども未来課) 既に託児サービスを実施している課や、託児が必要とされると予想される事業について予算化している課がいくつかある状況である。	定員増により一旦は待機児童数が減少したが、ゼロにはならず、依然保育需要は拡大し続けているため、施設整備等による定員増を含め、更に保育サービスを拡充する必要がある。 託児を想定して事業を行うこと、また託児が想定される場合は積極的に予算化等を進めていく。
			介護保険サービスの適切な利用促進 高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう、介護保険制度の周知を行い、一人ひとりが適切かつ効果的なサービス給付を受けられるよう進めていきます。	介護福祉課	B	制度改正に伴い、広報・ホームページに掲載を行い、必要に応じ本人宛案内文書の送付を行った。	保険料を含め、適宜制度の周知を行っていきたい。
	3 困難な状況に置かれている人への支援	① 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備	介護予防・生活支援施策の充実 高齢男女が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課	C	介護予防教室は定員に対して48.6%の参加があった。また、支え合う仕組みとして実施している「ばらポイント制度」は、250名の利用がある。	本来集団で行う介護予防教室等は女性の参加が多いので、男性の参加を促す工夫をする。
			ノーマライゼーションの推進 だれもが社会参加できる地域づくりのため、社会的性別(ジェンダー)にとらわれないことやバリアフリーを基本にした福祉施策を推進します。	介護福祉課	C	平成27年度に誰もが住んでいる地域で、安心して生活することができるよう取り組みを進める「粕屋町地域福祉計画」を策定した。	誰もが住みよいと感じる地域作りのため、地域福祉計画を推進していく。
		② 配慮を必要とする男女への支援 高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口等の情報提供や支援方法の検討を行います。	総合窓口課 介護福祉課	B	総合窓口では、ひとり親世帯への手当の支給、医療費の助成を行っており、相談窓口等での情報提供を行っている。 障がい者福祉に関しては、障害の種別にあわせて相談対応ができるように委託契約している。その他、高齢者やひとり親世帯等、様々な問題があり相談に来られる方へは、必要な情報提供や支援を行った。	今後はさらに関係機関との連携を取りながら、情報提供を行っていく。 今後も継続して支援を行っていく。	

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を發揮し、 支え合う社会づくり	4 政策・方針決定の場への女性の参画促進	① 各種審議会委員等への女性の積極的登用	各種審議会等への女性登用率の向上 各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指します。	全課	C	※県による推進状況調査…地方自治法(第180条の5)審議会等の女性の登用率6.5%、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用率 26.8% ※町の方で取り組んでいるのか。例えば農業委員会なども一向に女性が入る気配はない。町からの働きかけも必要なのではないか。	今後も審議会の設置には、女性の登用率の向上積極的に行う。
			各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援	協働のまちづくり課	D	各種審議会の女性委員の割合の把握にとどまり、対象者の把握まで至っていない。	各種審議会の女性委員の調査時に、対象者を把握するとともに、学習機会についても検討する。 ※現在のところ女性委員の名簿の把握もできていないようだが、把握できるようなら“あすばる”で女性の審議会委員の研修もあっているので、案内できると推進につながる。
		② 町職員への女性の採用・登用職域拡大・能力開発の推進	町職員に対する定期的な研修の実施 町職員に対して男女共同参画に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課	C	平成26年度は、全職員に向けて庁内の研修を行ったが、平成27年度は男女共同参画に特化した研修は実施していない。 平成27年度は、町の事業である「人権を尊重する町民のつどい」で、中嶋玲子氏の男女共同参画の講を行い、職員も多数参加した。	職員人権研修等の中で男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、職員研修の機会を使って意識啓発を図っていく。 研修担当課である総務課と打ち合わせて、1年に1回か2年に1回くらいの研修を検討する。
			両立のための職場理解と制度の普及促進 職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、有給取得制度等の普及を図ります。	総務課	B	毎週水曜日のノー残業デーのアナウンス、課長会で 有給・夏季休暇の取得状況について公表するとともに、衛生委員会活動報告の中で、男性の出産補助休暇や養育休暇の取得率についてもお知らせした。	具体的な普及、制度の周知に不十分なので、庁内LAN等を通じ、ワークライフバランスにつながる諸制度について積極的にアナウンスし、制度利用者の増を図りたい。
			女性職員の登用拡大 男女職員が粕屋町の対等な構成員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備しながら、管理監督者への登用を推進するとともに性別にとられない職場配置を行っていきます。	総務課	A	採用試験においては、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施した。管理職への登用については、勤務成績等に基づき、公平かつ積極的に行い、性別にとられない職場配置に努めた。	今後もこれを継続していく
女性職員のリーダーシップの養成 男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課	B	自治大学校特別課程への派遣(主幹級女性1名)を実施した。	今後も引き続き、リーダーシップ養成講座等については積極的に参加を促したい。			

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
基本目標Ⅱ 支え合う社会づくり 男女が共に能力を発揮し、	推5 地域・防災分野における男女共同参画の促進	① 地域の活動における男女共同参画の促進	各種団体等における男女共同参画の促進 地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	社会教育課 協働のまちづくり課	C	各種団体への直接の啓発は行っていないが、町の行事のひとつである文化祭を実行委員会形式で実施し婦人会と文化協会、青年団の連携が図られた。	他の社会教育関係団体同士が連携し、男女が共に事業を行えるよう会議等において啓発を行う。
			地域活動等役員への女性の参画の促進 様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	D	地域活動の中での啓発はできなかったが、社会教育関係団体においては女性役員の登用は比較的行われている。	各種団体の会議等において引き続き役員への女性登用率向上の啓発を行う。 公民館活動などの講座を利用して、地域活動の中で行える啓発を検討していく。
		② 防災における男女共同参画の促進	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策 災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取組に男女共同参画の視点を取り入れます。	協働のまちづくり課	B	災害発生に備えた備蓄品の購入に当たっては、女性の視点も取り入れた品目の選定を行い、物品等の計画的購入を進めた。	備蓄計画の途中でもあり、引き続き計画的購入を進めていく。
			男女共同参画の視点に立った災害時の対応 避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、自主防災組織、避難所運営組織には女性の参画を推進します。	協働のまちづくり課	C	自主防災組織の結成に当たっては、災害時に男性も女性もそれぞれ役割分担を担うような構成となるよう講座等で指導を行った。	自主防災組織については、今のところ行政区の半数程度しか組織されておらず、全行政区で設立されるよう取組を進める。 また、女性の意見を広く取り入れた避難所運営マニュアルの作成を目指す。
基本目標Ⅲ 暮らせる環境づくり 男女の人権が尊重され、安心して	1 DV防止対策及び被害者支援の充実	① DV未然防止	DV防止に向けた啓発の充実 DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	介護福祉課 協働のまちづくり課	B	DV防止に関するチラシやポスターについては適宜設置し、啓発を行っている。広報を通して、DVの防止、女性ホットラインの紹介などを行った。	DV防止に関するチラシやポスターについては適宜設置し、啓発を行うとともに、機会をみつけ、防止のために啓発を行っていく。今後も継続して広報、ホームページを通じての啓発を進めていく。
			デートDVに関する啓発 デートDV(交際相手からの暴力)についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発を行い、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	介護福祉課 協働のまちづくり課 学校教育課	D	デートDVに特化した啓発、若年層に向けた啓発はできていない。	DV防止の周知を進める中で、デートDVについても周知、啓発を進めていく。 ※教科に含まれる保健体育の授業のみではなくプラスアルファのことで取り組んだと言えるのではないかと。デートDVに対する発達段階に応じた児童生徒の理解について検討が必要と思われる。
		② DV相談体制の構築	相談窓口等の情報提供 DV被害者に対する相談窓口を設置し、適切な情報を提供します。	介護福祉課	B	DV被害者については、介護福祉課で相談を受け、ケースに応じた情報提供を行い、適切な対応を行うことができた。	今後も引き続き相談を受け、情報提供を行う等、DV被害者への支援を行う。
相談員の資質の向上 被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課		C	平成27年度は相談員の研修、勉強会への参加はスケジュールの都合でできなかったが、状況に応じた対応は行った。 研修や勉強会に参加することができず、相談員の資質の向上までは図れなかった。しかし、状況に応じた適切な相談対応はできている。	被害者に対し、適切な相談業務等ができるよう、研修や勉強会へ積極的に行っていきたいと思う。 外部の研修や勉強会に積極的に参加するとともに、内部でも勉強会を開催し相談員の育成、資質の向上を図っていく。		

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境づくり	1 DV防止対策及び被害者支援の充実	② DV相談体制の構築	かすや地区女性ホットラインの活用 「かすや地区女性ホットライン」により、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を行います。	介護福祉課	B	ホットラインについては、平成27年度も事業を実施し、広報等に掲載して周知を図った。	多くの方に利用してもらえるように広報紙やホームページなどで利用して周知に努める。
			関係機関との連携 庁内連絡会議等により関係各課と連携を行い、被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障がい者に考慮した相談体制の充実を図ります。また、警察や民生委員等、地域との関係機関との連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	介護福祉課	C	糟屋地区においては、粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」が開催され、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携を図りながら被害者の早期発見、適切な支援体制の確保に努めていく。
			個人情報保護の徹底 通常業務の中で個人情報の保護について徹底されるよう、庁舎内において研修を行うなど、個人情報保護の体制作りに取り組みます。	全課	A	経営政策課において平成27年度に情報セキュリティポリシーを改訂し、個人情報を含む情報資産の管理体制や管理方法などを見直すとともに、職員への研修を行い、周知を図った。また、新規採用職員の入庁時には、必ずセキュリティ研修を行っている。各課でも個人情報に関するものは施錠できるキャビネット等に保管し、問合せや窓口対応においても十分配慮して行うなど、課内で管理徹底を図っている。	多くの自治体で、情報システムや電子媒体だけでなく、紙媒体での情報漏えいが発生している。継続して研修を行う必要がある。また、DVIに関する情報には特段の配慮が必要であり、その点についても周知徹底を図っていく。
		③ 被害者保護、自立支援	関係機関との連携 被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	C	糟屋地区においては、粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」が開催され、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携を図りながら被害者の早期発見、適切な支援体制の確保に努めていく。
			被害者の自立支援 避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	C	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	被害者から生活の立て直しについて相談があった場合には、他の機関と連携を図り、福祉施策を活用して適切な支援を行う。
		④ 性暴力の防止と被害者の支援	性犯罪など被害防止に向けた啓発 夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。	協働のまちづくり課	D	既存の防犯ボランティアのうち、1団体のみが一部地域において夜間パトロールを実施している状況であり、実施地域、団体の拡大には至っていない。現状としては、警察へのパトロール強化の依頼に留まっている。	既存団体は子供の見守りを主としている団体がほとんどであり、夜間帯の活動には積極的でないため、今後新たな団体等の掘り起しが必要。また、粕屋町青少年育成町民の会(社会教育課主管)における夏休み期間中の各行政区における夜間巡回を拡大しての対応についても検討を進める。
性暴力被害者への支援 女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	介護福祉課	C	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	今後も広報やHPなどで女性ホットラインを広く知ってもらい、多くの方に利用してもらえるよう周知に努める。			

基本目標	主要課題	施策の方向性	具体的施策(60項目)	担当課	達成度	平成27年度実施状況	課題と今後の見通し (※は審議会からの意見)
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境づくり		⑤ セクシュアル・ハラスメントの防止と対策の充実	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発 セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	総務課 協働のまちづくり課	C	「粕屋町職員の職場におけるセクシャルハラスメント防止に関する要綱」を整備し、相談窓口および苦情処理委員会の設置を行うとともに、毎月の課長会の中で注意喚起・啓発を行うとともに、EAP等を通じた相談方法などについても周知した。(役場庁舎内) 町民に対してのセクハラに関する啓発は進んでいない。	庁舎内は今後も引き続き、注意喚起・啓発等を行っている。併せて町民に対してもく広報やホームページを利用しながら啓発を進めていく。
	2	① ライフステージに配慮した男女の健康支援	主体的に取り組む健康づくり 男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組み、生涯現役で社会参画できるよう、病気の予防啓発や対策、食育の推進等に取り組めます。	健康づくり課 介護福祉課	B	各種がん検診の受診率は、20～30%代であり国が求める目標受診率の40～50%に満たない。職域でがん検診を受診している者については町で受診の有無が把握できていない。また健康かすや21計画を通じて町民の健康づくりについて啓発している。(健康づくり課) できるだけ健康で元気に暮らせるよう、高齢者を対象としたゆうゆうサロンへの参加をすすめるなどの取組を行った。(介護福祉課)	職域でがん検診を受診している者については町で把握できないため、分母には含まれるが分子には含まれない。(国が検討中)(健康づくり課) 今後も健康で安心できる生活ができるよう、高齢者に向けた取組を進めていく。(介護福祉課)
		② リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解の促進	人権を尊重した性に関する情報の提供と啓発 思春期教育や性教育に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように周知を行います。	学校教育課	A	小・中学校ともに保健体育を中心に適切な情報提供を行うとともに、人権尊重を第一にした教育活動を行っている。	小学校低学年からの発達段階に応じた指導内容を検討していく。
			女性の心身の健康に関する情報提供・啓発 産前産後・更年期の健康に関する支援、情報提供や啓発講座について、女性のあらゆるライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、現状に応じた施策を充実します。	健康づくり課	A	母子手帳交付時から、妊娠期・子育て期にわたるまで、母子保健や育児に関する相談にワンストップで対応を行い、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、個々に応じた支援プランを策定できるように進めている。また、乳児家庭全戸訪問を通して妊産婦の状況の把握をしている。 更年期の健康については、健康センターにてパンフレット等にて啓発している。	より一層の、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。 (子ども未来課)産後ケアの講座などについて、かすやこども館での計画を検討する。 ※更年期の人への支援が薄いのでは。ターゲットを絞って啓発するとか成人病予防教室に入れるとかの取組が欲しい。